

評議員報酬規程

(社会福祉法人 福思会)

(目的)

第1条 この規程は、評議員の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 評議員のうち法人業務を行う評議員に対して報酬を支給する。

(支給額)

第3条 報酬額は、評議員会等への出席1回につき、税込みで6千円とする。

(交通費)

第4条 交通費は、前条の報酬額に含むものとする。ただし、タクシーやバスなどを利用した場合には、その要した費用の実費を支給するものとする。

(支給日)

第5条 評議員の報酬及び交通費は、毎月20日締めで28日に支給するものとする。支給方法は、各評議員より指定されたそれぞれの金融機関口座に源泉税を差し引いた上で振込むものとする。ただし、現金で支給することもある。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成29年6月22日から施行する。